

豊橋市南部学校給食センター
長期包括委託事業

実施方針

令和5年9月8日

豊橋市

目 次

第 1 趣旨.....	1
第 2 用語の定義.....	1
第 3 本事業の概要に関する事項.....	3
第 4 募集及び選定に関する事項.....	10
第 5 提案に関する条件	17
第 6 落札者決定後の手続	18
第 7 その他本事業の実施に関し必要な事項	20
別添資料 1 事業スキーム図.....	21
別添資料 2 リスク分担	23
第 1 号様式 実施方針等に関する質問・意見様式	25

第1 趣旨

この実施方針は、豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業の実施に向けて、落札者を総合評価一般競争入札方式により選定するための手順及び方法等について、必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

本実施方針で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

用語	定義
1 市	豊橋市をいう。
2 本事業	「豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業」をいう。
3 本件施設	本事業で運営・維持管理を行う対象となる豊橋市南部学校給食センターの建築本体、建築設備、調理設備、付帯設備、植栽・外構等を含む全ての施設をいう。
4 入札説明書等	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、契約書（案）をいう。
5 入札参加者	本事業の応募に参加する企業又は企業グループをいう。
6 構成企業	入札参加者、落札者又は事業者を構成する各企業をいう。
7 SPC	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。 なお、SPCの設立は任意とする。
8 構成員	SPCを設立する場合にSPCに対して出資し、SPCと直接、本事業に係る契約を行う者をいう。
9 協力企業	SPCを設立する場合にSPCに対して出資せず、SPCと直接、本事業に係る契約を行う者をいう。
10 運営企業	本事業の運営業務を行う企業をいう。
11 維持管理企業	本事業の維持管理業務を行う企業をいう。
12 その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
13 代表企業	入札参加者の構成企業の中から代表となる企業をいう。
14 落札者	審査の結果、得点の合計が最も高い提案を行った入札参加者（1位）として、市と契約を締結する者をいう。 なお、SPCを設立する場合、落札者は市と基本協定を締結する。
15 事業者	市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

用語	定義
	SPC を設立する場合は SPC、SPC を設立しない場合は落札者が契約者となる。
16 点検※1	建築物等の機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
17 保守※1	点検の結果に基づき初期の性能及び機能を維持する目的で建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業（分解整備含む。※2）を行うことをいう。
18 修繕※1	建築物・建築設備・調理設備等の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる内容を除く。
19 評価委員会	豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業評価委員会をいう。

※1 保守や修繕に係る定義は、「建築物修繕措置判定手法（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、発行：一般財団法人建築保全センター）」及び「平成31年度版 建築物のライフサイクルコスト第2版（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、発行：一般財団法人建築保全センター）」を参考に整理。

※2 分解整備とは、設備機器等を分解し、設備機器等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うことをいう。なお、周期が1年を超え分解の有無に関係なく行われる点検及び消耗部品の取替えを含むものとする。

第3 本事業の概要に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業

(2) 公共施設の管理者の名称

豊橋市長 浅井 由崇

(3) 事業目的

本市では、現在4つの給食センターにより学校給食を提供している。そのうちの南部学校給食センターは平成13年9月に竣工して以降、直営により給食を調理していたが、平成25年9月から調理業務を民間へ委託し、併せて市が個別に発注を行い施設の維持管理を実施してきた。市は、南部学校給食センターを引き続き活用していく方針である。

南部学校給食センターを引き続き利用するために、施設を適切に維持管理しつつ、安全で安心な学校給食を提供するための体制が求められる。

南部学校給食センターについて、市内の他の学校給食センターと同様に、市と民間事業者のパートナーシップのもと民間の経営能力及び技術能力を活用していく方針である。そのため施設の運営及び維持管理を長期包括的に行う事業により推進していくことを目指している。

(4) 事業概要

ア 施設概要

(ア) 本事業対象施設

本事業の対象施設の概要については、下記のとおりである。

表 施設概要

項目	内容
施設名	豊橋市南部学校給食センター
住所	愛知県豊橋市橋良町字向山 4-41
敷地面積	5,602.49 m ²
建築面積	合計：2,317.06 m ² (付帯施設を含む。受水槽を除く。) 調理棟：1,946.26 m ² 、車庫棟：203.23 m ² 、作業場棟： 53.20 m ² 、倉庫：70.04 m ² 、油水分離施設：20.16 m ² 、自

項目	内容
	転車置場：17.90 m ² 、除外施設機械室：6.27 m ²
延床面積	合計：3,119.29 m ² (付帯施設を含む。受水槽を除く。) 調理棟：2,748.49 m ² 、車庫棟：203.23 m ² 、作業場棟：53.20 m ² 、倉庫：70.04 m ² 、油水分離施設：20.16 m ² 、自転車置場：17.90 m ² 、除外施設機械室：6.27 m ²
開設	昭和44年4月1日(平成13年9月1日建替)
提供食数	1日当たり最大8,000食(内、アレルギー対応食40食程度)
提供日数	年間195日程度
配送校	合計14校(小学校9校、中学校5校)(令和5年度現在)
施設形態	ドライ方式
献立方式	1献立 ※主食、牛乳、デザート等は、市が発注した業者より受配校へ直接納入

イ 事業方式

本事業は、事業者が本件施設の運営及び維持管理を行う長期包括委託方式とする。

ウ 事業期間

事業期間は、令和7年9月から令和17年8月末までとする。

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 運營業務

- a 業務開始前の引継業務
- b 食数調整業務
- c 食材調達・検収業務
- d 調理等業務
- e 衛生管理業務
- f 洗浄・残滓処理業務
- g 学校配膳業務
- h 各種備品の保守管理等業務
- i 見学・試食会受け入れ業務
- j その他業務
- k 事業終了時の引継業務

なお、運営に関して市が実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、検収業務、給食費の徴収管理業務及び食育指導とする。

(イ) 維持管理業務

- a 業務開始前の引継業務
- b 建築物保守管理業務
- c 建築設備保守管理業務
- d 外構等保守管理業務
- e 調理設備等保守管理業務
- f 清掃業務
- g 警備業務
- h 計画修繕業務
- i 経常修繕業務
- j 事業終了時の引継業務

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。詳しくは入札説明書等の公表時に示す。

(ア) 市が支払う委託料

上記エに示す各業務を行うことに対して、市は事業期間中に年4回の四半期ごとに事業者に委託料を支払う。委託料は固定料金と変動料金で構成するものとする。なお、施設の運営における光熱水費は基本的に市が負担する。

委託料は、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがある。また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者に支払う委託料を減額又は停止することがある。

2 事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは次のとおり予定している。

令和6年12月	基本協定の締結
令和7年3月	契約の締結
令和7年9月	本事業の運営・維持管理の開始
令和17年8月末	事業期間終了（運営・維持管理期間10年間）

3 法令等の遵守

本事業の実施にあたり、事業者は関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。なお、いずれも最新のものを遵守すること。

また、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

主な法令、要綱、各種基準等は以下のとおりである。

(1) 法令

- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- イ 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
- ウ 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- エ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- オ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- カ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- キ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ク 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）
- ケ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- コ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- サ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- シ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ス 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- セ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ソ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- タ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- チ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ツ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- テ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

- ト 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ナ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ニ 警備業法（昭和 47 年法律第 107 号）
- ヌ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ネ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ノ その他関係法令（条例及び規則を含む。）

(2) 愛知県・豊橋市条例等

- ア 愛知県環境基本条例（平成 7 年条例第 1 号）
- イ 愛知県食品衛生条例（平成 12 年条例第 10 号）
- ウ 豊橋市学校給食センター条例（昭和 44 年条例第 14 号）
- エ 豊橋市環境基本条例（平成 8 年条例第 15 号）
- オ 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 5 年条例第 20 号）
- カ 豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 11 年規則第 35 号）
- キ 豊橋市下水道条例（昭和 41 年条例第 41 号）
- ク 豊橋市食品衛生条例（平成 12 年条例第 28 号）
- ケ 豊橋市財産管理規則（昭和 39 年規則第 10 号）
- コ その他関係法令（条例及び規則を含む。）

(3) 要綱・各種基準等

- ア 学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）
- イ 学校給食実施基準（平成 21 年文部科学省告示第 61 号）
- ウ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号）
- エ 学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省平成 27 年）
- オ 学校における食物アレルギー対応の手引（愛知県教育委員会平成 28 年）
- カ 食物アレルギー対応の手引（豊橋市教育委員会令和 5 年改訂）
- キ 学校給食調理場における手洗いマニュアル（文部科学省平成 20 年）
- ク 調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I（文部科学省平成 21 年）
- ケ 調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II（文部科学省平成 22 年）
- コ 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル（文部科学省平成 23 年）
- サ 学校給食調理場従事者研修マニュアル（文部科学省平成 24 年）

- シ 学校給食事業における安全衛生管理要綱（労働省平成6年基発第257号）
- ス 学校給食の管理と指導（平成27年3月文部科学省告示第60号）
- セ 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）
- ソ 建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日建設省営監第13号）
- タ 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経健発第1号）
- チ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ツ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- テ 建築物の構造関係技術基準解説書 2020年版（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）
- ト 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- ナ 建築設備設計基準（ 〃 ）
- ニ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕監修）
- ヌ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（ 〃 ）
- ネ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（ 〃 ）
- ノ 建築工事標準詳細図（ 〃 ）
- ハ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（ 〃 ）
- ヒ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（ 〃 ）
- フ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（ 〃 ）
- ヘ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（ 〃 ）
- ホ 建築保全業務共通仕様書（ 〃 ）
- マ その他関連する基準・指針等

4 担当課（受付及び問合せ等）

本事業の担当部署は、次のとおりである。

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1

豊橋市役所 教育委員会 教育部 保健給食課

電話 0532-51-2821

E-mail hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

5 市ホームページ

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/3223.htm>

第4 募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定

募集及び選定に当たっては、総合評価一般競争入札方式により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集・選定スケジュール

募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

令和5年9月	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和5年9月28日（木）	実施方針等に関する質問の受付
令和5年10月27日（金）	実施方針等に関する質問への回答
令和6年6月下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
令和6年7月中旬	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付
令和6年8月中旬	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答
令和6年8月下旬	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和6年9月上旬	参加資格審査結果通知
令和6年9月上旬	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
令和6年10月上旬	入札説明書等に関する質問（第2回）への回答
令和6年11月上旬	提案書類の受付
令和6年12月下旬	提案に関するヒアリングの実施
令和6年1月上旬	落札者の決定
令和7年1月中旬	基本協定の締結（SPC設立の場合）
令和7年3月下旬	契約の締結

(2) 応募手続

ア 実施方針等に関する質問の受付

実施方針に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

9月28日（木）午後5時まで

(イ) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、実施方針等に関する質問・意見様式（第1号様式）に記入し、担当課にE-mailで提出する。なお、第1号様式の提出後に担当課に電話し、メール着信の確認を行うこと。

イ 実施方針等に関する質問への回答

質問に対する回答は、令和5年10月27日（金）までに市ホームページで公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

令和6年6月下旬に入札説明書等を市ホームページで公表する。なお、入札公告以降の手続きについては、入札公告時に入札説明書等に示す。

3 参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業を含む単体企業もしくは企業グループとする。ただし、厨房機器関連企業は入札参加者となることはできない。

(ア) 運営企業

(イ) 維持管理企業

(ウ) その他企業 … 必要に応じ、その他企業として本事業に関連する業務を行う企業参加を認めるものとする。

イ 入札参加者は、参加表明時に各企業の役割を明らかにすること。SPCを設立する場合、構成員のみ又は構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名を明らかにするものとする。

ウ 入札参加者は代表として応募手続き等を行う代表企業を1者定めること。SPCを設立する場合、代表企業は構成員とする。

エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成企業の変更について、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成企業の変更及び追加を認める予定である。提案書の提出以降、契約締結までの期間の代表企業以外構成企業の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

オ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者として入札に参加すること

はできない。また、入札参加者の構成企業のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成企業となることはできない。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(2) 入札参加者に必要な資格

入札参加者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 本事業を円滑に遂行できるための安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できるための知識及び経験を有していること。

(ウ) 令和6・7年度の物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。

イ 運営企業は、アの要件に加えて次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の企業で運営業務を実施する場合、全ての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(ア) HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）で運営計画等を作成し運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設で運営計画を作成し運営した実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

(イ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの大量調理施設（「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第65号別添）が対象とする施設を指す。以下同じ。）の調理業務を行った実績を有していること。

ウ 維持管理企業は、アの要件に加えて次の要件を満たしていること。

(ア) ドライシシステムの学校給食施設又はドライシシステムの大量調理施設の維持管理業務を行った実績を有していること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 公告の日から落札決定の日の期間において、豊橋市から指名停止措置に付されている者。

ウ 公告の日から落札決定の日の期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者。

エ 落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されている者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりである。

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社

(イ) 日比谷パーク法律事務所

キ 本事業にかかる評価委員会の委員及び委員と資本面若しくは人事面において関係のある者。

(4) 参加資格要件の確認基準日及び失格要件

参加資格要件確認基準日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者が上記(1)～(2)の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、若しくは(3)の制限に該当するような事態が生じた場合、当該入札参加者は失格とする。ただし、入札参加者のうち代表企業以外の構成企業が要件等を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

落札者の決定以降、契約の締結までの期間に、落札者の構成企業が上記(1)～(2)の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、若しくは(3)の制限に該当するような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

(5) 提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、落札者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

イ 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

ウ 情報公開

提出書類については、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断される。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 評価委員会の設置

市は、入札書類の審査を行うため、学識経験者を含む委員で構成される評価委員会を設置する。

なお、入札参加者が、落札者決定前までに、評価委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該入札参加者は失格とする。

(2) 選定方法

市は、落札者を総合評価一般競争入札方式により選定する。詳しい審査方法については入札説明書等の公表時に示す。

(3) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、入札参加者の提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認する。参加資格審査結果については、入札参加者の代表企業に通知する。

イ 提案書類審査

評価委員会は、入札説明書等の公表時に公表する「落札者決定基準」に従って、提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示す。

エ 審査結果

市は、評価委員会での審査結果を踏まえて落札者の決定を行い、その結果を市ホームページで公表する。

なお、市は、事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、又は、いずれの入札参加者も公的財政負担

の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を長期包括委託として実施することが適当でないとは判断された場合には、落札者を決定せず、この旨を速やかに市のホームページにて公表する

第5 提案に関する条件

1 業務に関する提案の条件

各業務に関する提案については、主に入札説明書等の公表時に公表する「要求水準書」及び「様式集」に従い、提案書を作成すること。

2 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、主に入札説明書等の公表時に公表する「入札説明書」及び「様式集」に従い、提案書を作成すること。

(1) 委託料

市は、事業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。
支払方法の詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

(2) 物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

(3) 委託料の減額等

市は、事業者の業務実施について、モニタリングを行い、入札説明書等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

第6 落札者決定後の手続

1 基本協定の締結

落札者がSPCを設立する場合は、決定後速やかに基本協定を市と締結する。なお、SPCを設立しない場合は、基本協定は締結しない。

2 契約の締結

落札者は市と本事業に関する契約を速やかに締結する。なお、落札者がSPCを設立する場合にはSPCを設立した上で、SPCが市と契約を締結する。

3 SPCの設立【SPCを設立する場合】

本事業を実施するにあたり、SPCの設立は任意とする。SPCを設立する場合は、次の要件を満たすこと。

- (1) 会社法に定める株式会社としてSPCを基本協定書に基づき設立し、登記簿謄本上の本社所在地を豊橋市内とするものとする。
- (2) 落札者の全ての構成員はSPCへ出資すること。構成員以外の出資は認めない。
- (3) 落札者の代表企業は、SPCに出資する全ての企業の中で最大出資比率とすること。
- (4) SPCに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

4 保険

事業者は本事業に関連する保険に加入すること。詳細については、入札説明書等の公表時に示す。

5 リスク管理方針

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉かつ良好なサービスの提供を目指すものであるため、施設の運営及び維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスク分担

市と事業者のリスク分担（案）については、別添資料2に示す。なお、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。詳細の内容については、入札公告時の契約書（案）に示すものとする。

第7 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

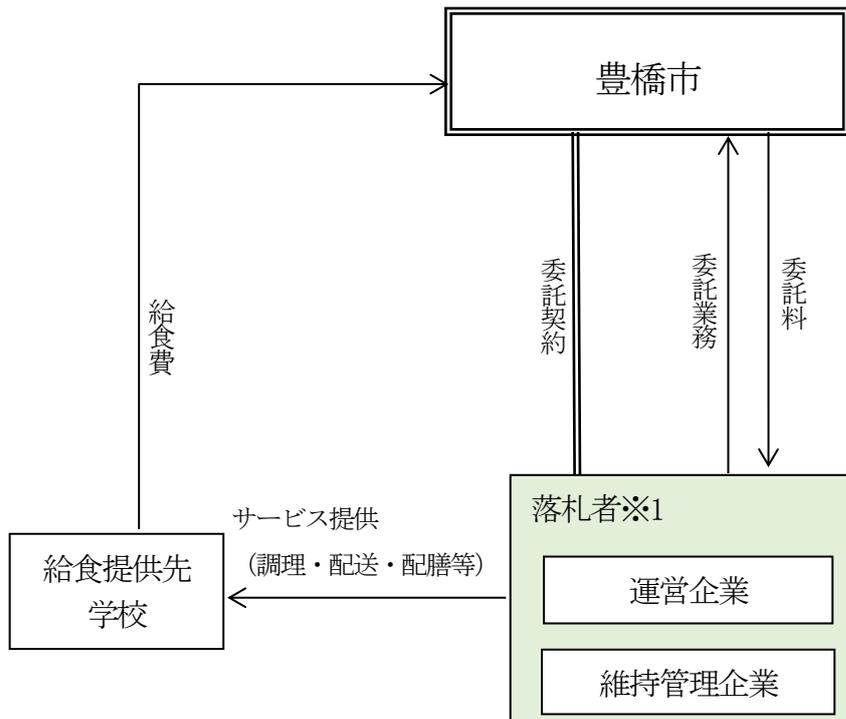
市は、債務負担行為の設定に関する議案について、令和6年3月市議会に付議し、議決を得る予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

別添資料1 事業スキーム図

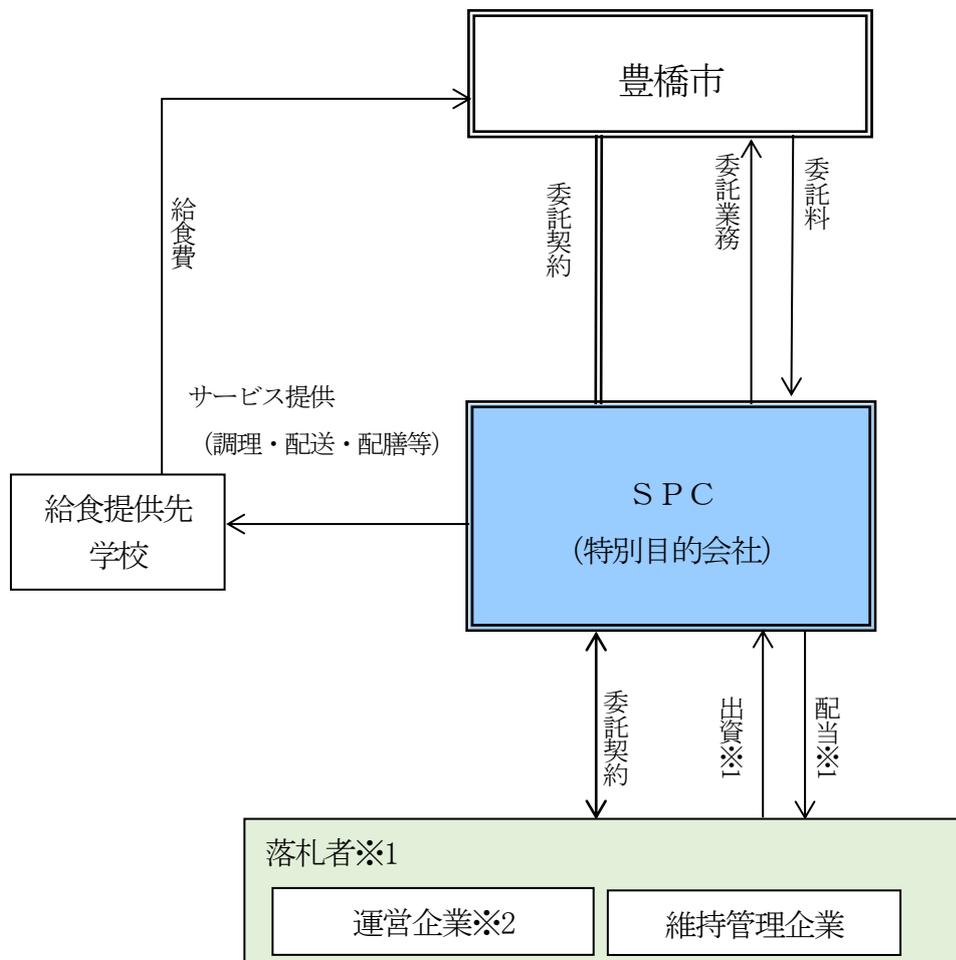
■特別目的会社（SPC）を設立しない場合



※1 落札者の各企業は市と運營業務委託契約を締結する。それぞれ契約を締結ではなく、市・運営企業・維持管理企業の3者での契約となる。その他企業含めて3者以上いる場合においても、全ての企業が同一の契約に押印することを想定する。

図 事業スキーム（長期包括委託方式）

■特別目的会社（SPC）を設立する場合



※1 落札者のうち、SPCへ出資を行う企業を構成員、出資をしない企業を協力企業とする。

※2 運営企業は必ず構成員となること。複数の場合は少なくとも1者は必ず構成員となること。

図 事業スキーム（長期包括委託方式）

別添資料2 リスク分担

リスクの種類	概要	負担者		
		市	事業者	
共通	入札公告手続	入札説明書等の誤り、入札公告手続の誤り	○	
	応募費用	応募手続きに係る費用の負担		○
	契約 (※1)	契約締結の中止	○	○
	政策変更	市の政策変更 (3 センター体制への移行に伴う業務内容等の変更を含む) による政策方針や事業計画の変更によるもの	○	
	法令変更	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの (税制度を除く)	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの (税制度を除く)		○
	税制変更	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
	許認可取得遅延	市の事由による許認可の取得遅延	○	
		上記以外による許認可の取得遅延		○
	住民対応	本事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
		上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	第三者への賠償	市の事由による事故によるもの	○	
		上記以外の事由による事故によるもの		○
不可抗力 (※2)	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超えるもの	○	△	
環境問題	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○	
物価変動	物価変動によるもの (※3)	○	△	
事業の中止・延期・遅延	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○		
	上記以外の事業の中止・延期・遅延		○	
要求性能未達	要求水準未達によるもの		○	
運営・維持管理	供用開始の遅延	市の事由による運営・維持管理開始の遅延に関するもの	○	
		上記以外による運営・維持管理開始の遅延に関するもの		○
	運営・維持管理費の増大	市の事由による運営・維持管理費の増大	○	
		事業者が実施する業務に関する運営・維持管理費の増大		○
	光熱水費負担	事業者の事由により、要求水準に規定する上限使用量を超えた場合 (※4)		○
		上記以外の光熱水費の増減	○	
	施設等の損傷	市の事由による施設の損傷	○	
		上記以外の事由による施設の損傷 (※5)		○
	需要変動	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		児童生徒数、クラス数、提供日数の変動によるもの (※6)	△	○
残滓の変動によるもの (市の作成する献立による影響も含む。) (※7)		△	○	
異物混入	検収時における調達食材の異常 (検収後に明らかになったものを含む。)	○		
	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○	
	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○	

リスクの種類	概要	負担者	
		市	事業者
アレルギー対応リスク	調理、配膳業務における異物混入等		○
	アレルギー児童生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
	突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー物質による）	○	
	上記以外の事由による事業者の事由による禁忌物質の混入や誤食		○
移管	性能確保		○
	移管手続き		○

- ※1 不正行為を含むそれぞれの帰責事由を除き、発生した費用をそれぞれ負担する。
- ※2 一定の金額又は割合まで事業者も負担する。詳細については入札説明書等公表時に示す。
- ※3 一定の金額又は割合まで事業者も負担する。詳細については入札説明書等公表時に示す。
- ※4 光熱水費の負担は基本的に市が負担する。ただし要求水準書に定める上限使用量を超えた場合、超過分の費用は事業による負担とする。詳細は入札説明書等公表時に示す。
- ※5 事業者が要求水準通りの維持管理を行った中で、経年劣化による修繕対応が一定金額以上となった場合には、一定以上となった金額分を市が負担する。詳細については入札説明書等公表時に示す。
- ※6 児童生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動については、基本的に事業者の負担とし、入札説明書等で別に定める場合については市が負担する。
- ※7 残滓の変動については、基本的に事業者の負担とし、入札説明書等で別に定める場合については市が負担する。

第1号様式 実施方針等に関する質問・意見様式

別添のエクセルファイルにて
ご記入頂き提出して下さい。